ニ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ホ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が三十五以上であること。

(5)　回復期リハビリテーション病棟入院料４の施設基準

(4)のイからニまでを満たすものであること。

(6)　回復期リハビリテーション病棟入院料５の施設基準

データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(7)　回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数

別表第九に掲げる状態及び日数

(8)　休日リハビリテーション提供体制加算の施設基準

休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。

(9)　回復期リハビリテーション病棟入院料の注３に規定する費用

別表第九の三に掲げる費用

(10)　回復期リハビリテーション病棟入院料の注３の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

(11)　体制強化加算の施設基準

イ　当該病棟において、リハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専従の常勤医師

ワ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が四十以上であること。

カ　他の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

ヨ　早期離床・リハビリテーション加算及び早期栄養介入管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数

別表第九に掲げる状態及び日数

(3)　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の注2に規定する費用

別表第九の三に掲げる費用

(4)　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の注2の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

第十　短期滞在手術等基本料の施設基準等

一　通則

短期滞在手術等基本料を算定する手術等は、別表第十一に掲げるものとすること。

二　短期滞在手術等基本料1の施設基準

(1)　手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　短期滞在手術を行うにつき回復室その他適切な施設を有していること。

別表第九の三　回復期リハビリテーション病棟入院料及び特定機能病院リハビリテーション病棟入院料における別に厚生労働大臣が定める費用

入院中の患者に対する心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料であって一日につき六単位を超えるもの（特掲診療料の施設基準等別表第九の三に規定する脳血管疾患等の患者であって発症後六十日以内のものに対して行ったものを除く。）の費用（当該保険医療機関における回復期リハビリテーション病棟又は特定機能病院リハビリテーション病棟においてリハビリテーションの提供実績を相当程度有するとともに、効果に係る相当程度の実績が認められない場合に限る。）

別表第十　精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料の対象患者

一　精神科救急急性期医療入院料の対象患者

(1)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院する患者

(2)　(1)以外の患者であって、精神科救急急性期医療入院料に係る病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（心神喪失等の